

2009/07/30 08:34 現在の情報です。

京都市南区上鳥羽角田町68番地
 佐川林業株式会社
 会社法人等番号 1300-01-010681

商号	佐川林業株式会社	
本店	京都市左京区南禅寺下河原町53番地	
	京都市南区上鳥羽角田町68番地	平成7年4月19日移転
公告をする方法	官報に掲載する	平成16年6月15日変更
		平成16年7月5日登記
	官報に掲載する方法により行う。	平成18年6月9日変更
		平成18年7月24日登記
会社成立の年月日	平成2年12月17日	
目的	1. 育林業 2. 素材生産業 3. 林業サービス業 4. 前各号に付帯する一切の業務	
発行可能株式総数	17万2760株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 4万3190株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月2日登記
	平成18年7月21日廃止	平成18年7月24日登記
資本金の額	金1000万円	平成17年7月18日変更 平成17年8月1日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
	当会社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は、取締役会の承認を受けなければならない。 平成18年6月9日変更	平成18年7月24日登記
役員に関する事項	取締役 田代文彦	平成17年5月24日重任 平成17年8月1日登記
	取締役 田代文彦 (社外取締役)	平成19年6月7日重任 平成19年6月21日登記
	取締役 田代文彦 (社外取締役)	平成21年6月5日重任 平成21年6月15日登記
	取締役 田中恵二	平成17年5月24日重任 平成17年8月1日登記 平成18年3月28日辞任

		平成18年 4月13日登記
取締役	福田悦昌	平成17年 5月24日重任
		平成17年 8月 1日登記
		平成18年 5月31日辞任
		平成18年 7月24日登記
取締役	久森健二	平成17年 5月24日就任
		平成17年 8月 1日登記
取締役	久森健二	平成19年 6月 7日重任
		平成19年 6月21日登記
		平成21年 6月 5日退任
		平成21年 6月15日登記
取締役	中野巧	平成18年 6月 9日就任
		平成18年 7月24日登記
		平成19年 6月 7日退任
		平成19年 6月21日登記
取締役	土元保廣	平成18年 6月 9日就任
		平成18年 7月24日登記
取締役	土元保廣	平成19年 6月 7日重任
(社外取締役)		平成19年 6月21日登記
		平成20年 6月 6日辞任
		平成20年 6月19日登記
取締役	吉田智行	平成19年 6月 7日就任
(社外取締役)		平成19年 6月21日登記
		平成20年 6月 6日辞任
		平成20年 6月19日登記
取締役	鈴木智史	平成20年 6月 6日就任
(社外取締役)		平成20年 6月19日登記
取締役	鈴木智史	平成21年 6月 5日重任
(社外取締役)		平成21年 6月15日登記
取締役	宏戸安彦	平成20年 6月 6日就任
(社外取締役)		平成20年 6月19日登記
		平成21年 6月 5日退任
		平成21年 6月15日登記
取締役	小林康男	平成21年 6月 5日就任
		平成21年 6月15日登記

取締役 (社外取締役)	内田 浩幸	平成21年 6月 5日就任 平成21年 6月15日登記
埼玉県新座市東三丁目7番17-504号 代表取締役	田中 惠二	平成17年 5月24日重任 平成17年 8月 1日登記 平成18年 3月28日退任 平成18年 4月13日登記
大阪府東大阪市東鴻池町四丁目5番13号 代表取締役	久森 健二	平成18年 3月28日就任 平成18年 4月13日登記
大阪府東大阪市東鴻池町四丁目5番13号 代表取締役	久森 健二	平成19年 6月 7日重任 平成19年 6月21日登記 平成21年 6月 5日退任 平成21年 6月15日登記
京都市西京区大枝南福西町三丁目8番地5 代表取締役	小林 康男	平成21年 6月 5日就任 平成21年 6月15日登記
監査役	鈴木 喜一	平成17年 5月24日重任 平成17年 8月 1日登記
監査役 (社外監査役)	鈴木 喜一	平成19年 6月21日社外 監査役の登記 平成20年 6月 6日辞任 平成20年 6月19日登記
監査役	澁谷 正	平成17年 5月24日重任 平成17年 8月 1日登記 平成18年 6月 9日辞任 平成18年 7月24日登記
監査役	佐藤 孝靖	平成15年 6月19日就任 平成15年 7月 9日登記 平成18年 6月 9日辞任 平成18年 7月24日登記
監査役	吉田 智行	平成20年 6月 6日就任 平成20年 6月19日登記 平成21年 6月 5日退任 平成21年 6月15日登記
監査役	穴戸 安彦	平成21年 6月 5日就任 平成21年 6月15日登記

取締役等の会社に対する責任の免除

当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する

に関する規定	<p>場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>平成18年 6月 9日設定 平成18年 7月24日登記</p>
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。</p> <p>平成18年 6月 9日設定 平成18年 7月24日登記</p>
取締役会設置会社に関する事項	<p>取締役会設置会社</p> <p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記</p>
監査役設置会社に関する事項	<p>監査役設置会社</p> <p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記</p>
登記記録に関する事項	<p>平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により</p> <p>平成13年 9月27日移記</p>

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2009/07/30 08:45 現在の情報です。

京都市南区上鳥羽角田町68番地
佐川急便株式会社
会社法人等番号 1300-01-000053

商号	佐川急便株式会社	
本店	京都市南区上鳥羽角田町68番地	
公告をする方法	官報に掲載する。	平成16年 6月 8日変更
		平成16年 6月24日登記
	官報に掲載する方法により行う。	平成18年 6月17日変更
		平成18年 7月10日登記
会社成立の年月日	昭和40年11月24日	
目的	1. 貨物自動車運送事業 2. 貨物利用運送事業 3. 港湾運送業 4. 航空運送代理店業 5. 通関業 6. 倉庫業 7. 荷造包装業 8. 自動車整備業 9. 各種自動車の売買、整備およびこれに付随するサービス業務 10. 貸自動車（リース）およびこれに付随するサービス業務 11. 自動車関係諸資材の購入、斡旋 12. 高速道路利用料金後払制の斡旋 13. 損害保険代理業 14. 生命保険の募集に関する業務 15. 旅行斡旋業 16. 各種計算業務の引受 17. 不動産の賃貸 18. 各種不動産の売買および斡旋 19. 土木、建築の設計施工請負および監理 20. 育林業 21. 美術骨董品および民芸品の収集および販売 22. 前各号に付随する一切の業務 平成16年 6月 8日変更	
発行可能株式総数	1億5000万株	平成17年 6月16日変更
		平成17年 6月28日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 6427万6200株 各種の株式の数 普通株式5327万6200株 優先株式1100万株	平成17年12月20日変更
		平成17年12月20日登記
	発行済株式の総数 5327万6200株 各種の株式の数 普通株式5327万6200株	平成19年 1月20日変更
		平成19年 1月22日登記
発行済株式の総数 5327万6200株	平成19年 6月15日変更	
	平成19年 6月29日登記	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
		平成18年 6月17日廃止 平成18年 7月10日登記

資本金の額	金 112億7500万円	平成17年12月20日変更 平成17年12月20日登記
発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容	<p>普通株式 1億1000万株 優先株式 4000万株</p> <p>(優先配当金) 当社は、利益配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という）および優先株式の登録質権者（以下「優先登録質権者」という）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という）および普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という）に先立ち、優先株式1株につき年1円の利益配当金（以下「優先配当金」という）を支払う。</p> <p>(非累積条項) ある営業年度において優先株主および優先登録質権者に対して支払う1株当たりの利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>(参加条項) 優先株主および優先登録質権者に対しては、優先配当金のほか普通株主および普通登録質権者に対して支払う利益配当金と1株につき同額の利益配当金を支払うものとする。</p> <p>(残余財産の分配) ①当社の残余財産を分配するときは、優先株主および優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、優先株式の発行価額相当額を支払い、残余財産が未償還優先株式の発行価額総額に達しない場合は、優先株主および優先登録質権者の対象株式数に応じて支払う。 ②優先株主および優先登録質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>(議決権) 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>(株式の併合または分割) 当社は、優先株式について株式の併合または分割を行わない。</p> <p>(優先株式の買受) 当社は、法令の定めに従い、定時株主総会の決議に基づき株主に配当すべき利益をもって優先株式を買い受けることができ、この場合には、普通株式に優先して優先株式を買い受けるものとする。</p> <p>(普通株式への転換、新株引受権等) 当社は、優先株主には、普通株式への転換請求権並びに新株の引受権、新株予約権の引受権および新株予約権付社債の引受権を与えない。</p> <p>(償還条項) ①当社は、優先株式の発行後5年を経過した後はいつでも、優先株主および優先登録質権者の意思にかかわらず、優先株主および優先登録質権者に対して書面で通知することにより、1株当たり優先株式の発行価額に相当する償還価額で優先株式の全部または一部を償還することができる。 ②一部償還の場合には、優先株主および優先登録質権者の対象株式数に按分して償還を行う。ただし、按分により1株に満たない端数が生じた場合は、その端数に対する償還は行わないものとする。 ③優先株式の償還は、当社による償還の請求がなされた後に開催される定時株主総会において、利益処分案承認決議がなされた後に実施する。 ④優先株式の償還は、優先株式および普通株式の利益配当金に劣後する。 ⑤当社が償還の請求をした営業年度の配当可能利益より同営業年度における優先株式および普通株式に対する利益配当金を差し引いた金額が、要償還価額の総額に達しない場合は、優先株主および優先登録質権者の対象株式数に応じて償還する。 ただし、按分により1株に満たない端数が生じた場合は、その端数に対する償還は行わないものとする。償還価額不足分は、翌営業年度以降に繰り越し、翌営業年度以降の配当可能利益の中から④の順序に従い優先して償還する。</p> <p style="text-align: center;">平成17年 6月16日設定 平成17年 6月28日登記</p>	
	<p>普通株式 1億1000万株 優先株式 4000万株</p> <p>(1) 優先配当金 当社は、期末配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）および優先株式の質権者（以下「優先質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の質権者（以下「普通質権者」という。）に先立ち、優先株式1株につき年1円の期末配当金（以下「優先配当金」という。）を支払う。</p> <p>(2) 優先配当金の非累積条項 ある事業年度において優先株主および優先質権者に対して支払う1株当たりの期末配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は優先株主に支払わず、かつ翌事業年度以降に累積しない。</p>	

(3) 優先配当金の参加条項

優先株主および優先質権者に対しては、優先配当金のほか普通株主および普通質権者に対して支払う期末配当金と1株につき同額の期末配当金を支払うものとする。

(4) 優先株主に対する残余財産の分配

①当会社の残余財産を分配するときは、優先株主および優先質権者に対し、普通株主および普通質権者に先立ち、優先株式の発行価額相当額を支払い、残余財産が未償還優先株式の発行価額総額に達しない場合は、優先株主および優先質権者の対象株式数に応じて支払う。

②優先株主および優先質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(5) 優先株主の議決権

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(6) 優先株式の併合または分割

当会社は、優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(7) 優先株式の買受

当会社は、法令の定めに従い、定時株主総会の決議に基づき株主に分配可能額をもって優先株式を買い受けることができ、この場合には、普通株式に優先して優先株式を買い受けるものとする。

(8) 普通株式への転換、新株引受権等

当会社は、優先株主には、普通株式への転換請求権並びに新株の引受権、新株予約権の引受権および新株予約権付社債の引受権を与えない。

(9) 優先株式の償還条項

①当会社は、優先株式の発行後5年を経過した後はいつでも、優先株主および優先質権者の意思にかかわらず、優先株主および優先質権者に対して書面で通知することにより、1株当たり優先株式の発行価額に相当する償還価額で優先株式の全部または一部を償還することができる。

②一部償還の場合には、優先株主および優先質権者の対象株式数に按分して償還を行う。ただし、按分により1株に満たない端数が生じた場合は、その端数に対する償還は行わないものとする。

③優先株式の償還は、当会社による償還の請求がなされた後に開催される定時株主総会において、剰余金の処分の決議がなされた後に実施する。

④優先株式の償還は、優先株式および普通株式の剰余金の配当に劣後する。

⑤当会社が償還の請求をした事業年度の分配可能額より同事業年度における優先株式および普通株式に対する期末配当金を差し引いた金額が、要償還価額の総額に達しない場合は、優先株主および優先質権者の対象株式数に応じて償還する。

ただし、按分により1株に満たない端数が生じる場合は、その端数に対する償還は行わないものとする。償還価額不足分は、翌事業年度以降に繰り越し、翌事業年度以降の分配可能額の中から④の順序に従い優先して償還する。

平成18年 6月17日変更 平成18年 7月10日登記

普通株式 1億1000万株

優先株式 4000万株

(1) 優先配当金

当会社は、期末配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）および優先株式の質権者（以下「優先質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の質権者（以下「普通質権者」という。）に先立ち、優先株式1株につき年1円の期末配当金（以下「優先配当金」という。）を支払う。

(2) 優先配当金の非累積条項

ある事業年度において優先株主および優先質権者に対して支払う1株当たりの期末配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は優先株主に支払わず、かつ翌事業年度以降に累積しない。

(3) 優先配当金の参加条項

優先株主および優先質権者に対しては、優先配当金のほか普通株主および普通質権者に対して支払う期末配当金と1株につき同額の期末配当金を支払うものとする。

(4) 優先株主に対する残余財産の分配

①当会社の残余財産を分配するときは、優先株主および優先質権者に対し、普通株主および普通質権者に先立ち、優先株式の発行価額相当額を支払い、残余財産が未償還優先株式の発行価額総額に達しない場合は、優先株主および優先質権者の対象株式数に応じて支払う。

②優先株主および優先質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(5) 優先株主の議決権

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(6) 優先株式の併合または分割

当会社は、優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(7) 優先株式の買受

当会社は、株主総会の決議に基づき、株主に1株あたり優先株式の発行価額に

相当する金銭を交付して、優先株式の全部を取得することができる。
 (8) 普通株式への転換、新株引受権等
 当社は、優先株主には、普通株式への転換請求権並びに新株の引受権、新株予約権の引受権および新株予約権付社債の引受権を与えない。

(9) 優先株式の償還条項
 ①当社は、優先株式の発行後5年を経過した後はいつでも、優先株主および優先質権者の意思にかかわらず、優先株主および優先質権者に対して書面で通知することにより、1株当たり優先株式の発行価額に相当する償還価額で優先株式の全部または一部を償還することができる。

②一部償還の場合には、優先株主および優先質権者の対象株式数に按分して償還を行う。ただし、按分により1株に満たない端数が生じた場合は、その端数に対する償還は行わないものとする。

③優先株式の償還は、当社による償還の請求がなされた後に開催される定時株主総会において、剰余金の処分の決議がなされた後に実施する。

④優先株式の償還は、優先株式および普通株式の剰余金の配当に劣後する。

⑤当社が償還の請求をした事業年度の分配可能額より同事業年度における優先株式および普通株式に対する期末配当金を差し引いた金額が、要償還価額の総額に達しない場合は、優先株主および優先質権者の対象株式数に応じて償還する。

ただし、按分により1株に満たない端数が生じる場合は、その端数に対する償還は行わないものとする。償還価額不足分は、翌事業年度以降に繰り越し、翌事業年度以降の分配可能額の中から④の順序に従い優先して償還する。

平成18年11月25日変更 平成18年11月27日登記

平成19年 6月15日廃止 平成19年 6月29日登記

株式の譲渡制限に関する規定

当社の株式を譲渡するには取締役会の承認を得なければならない

当社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は、取締役会の承認を受けなければならない。

平成18年 6月17日変更 平成18年 7月10日登記

役員に関する事項

取締役 栗和田 榮一 平成16年 6月 8日重任
 平成16年 6月24日登記

取締役 栗和田 榮一 平成18年 6月17日重任
 平成18年 7月10日登記

取締役 栗和田 榮一 平成20年 6月13日重任
 平成20年 6月27日登記
 平成21年 6月12日辞任
 平成21年 6月24日登記

取締役 平間 正一 平成16年 6月 8日重任
 平成16年 6月24日登記

取締役 平間 正一 平成18年 6月17日重任
 平成18年 7月10日登記

取締役 平間 正一 平成20年 6月13日重任
 平成20年 6月27日登記
 平成21年 6月12日辞任
 平成21年 6月24日登記

取締役 手塚 幸治 平成16年 6月 8日重任
 平成16年 6月24日登記
 平成18年 6月17日退任

		平成18年 7月10日登記
取締役	辻尾敏明	平成16年 6月 8日重任
		平成16年 6月24日登記
取締役	辻尾敏明	平成18年 6月17日重任
		平成18年 7月10日登記
取締役	辻尾敏明	平成20年 6月13日重任
		平成20年 6月27日登記
		平成21年 6月12日辞任
		平成21年 6月24日登記
取締役	直井好昭	平成16年 6月 8日重任
		平成16年 6月24日登記
		平成18年 6月17日退任
		平成18年 7月10日登記
取締役	近藤宣晃	平成16年 6月 8日重任
		平成16年 6月24日登記
取締役	近藤宣晃	平成18年 6月17日重任
		平成18年 7月10日登記
取締役	近藤宣晃	平成20年 6月13日重任
		平成20年 6月27日登記
		平成21年 6月12日辞任
		平成21年 6月24日登記
取締役	若佐照夫	平成16年 6月 8日重任
		平成16年 6月24日登記
取締役	若佐照夫	平成18年 6月17日重任
		平成18年 7月10日登記
		平成20年 6月13日退任
		平成20年 6月27日登記
取締役	福王寺新一	平成16年 6月 8日重任
		平成16年 6月24日登記
		平成18年 6月17日退任
		平成18年 7月10日登記
取締役	津村秀行	平成16年 6月 8日重任
		平成16年 6月24日登記
取締役	津村秀行	平成18年 6月17日重任
		平成18年 7月10日登記

取締役	津村 秀行	平成20年 6月13日重任
		平成20年 6月27日登記
		平成21年 6月12日辞任
		平成21年 6月24日登記
取締役	久森 健二	平成16年 6月 8日就任
		平成16年 6月24日登記
取締役	久森 健二	平成18年 6月17日重任
		平成18年 7月10日登記
取締役	久森 健二	平成20年 6月13日重任
		平成20年 6月27日登記
		平成21年 6月12日辞任
		平成21年 6月24日登記
取締役	上 岡 亨	平成18年 6月17日就任
		平成18年 7月10日登記
取締役	上 岡 亨	平成20年 6月13日重任
		平成20年 6月27日登記
		平成21年 6月12日辞任
		平成21年 6月24日登記
取締役	荒木 秀夫	平成18年 6月17日就任
		平成18年 7月10日登記
取締役	荒木 秀夫	平成20年 6月13日重任
		平成20年 6月27日登記
		平成21年 6月12日辞任
		平成21年 6月24日登記
取締役	大原 雅樹	平成18年 6月17日就任
		平成18年 7月10日登記
取締役	大原 雅樹	平成20年 6月13日重任
		平成20年 6月27日登記
		平成21年 6月12日辞任
		平成21年 6月24日登記
取締役	高木 邦夫	平成18年10月21日就任
		平成18年10月26日登記
(社外取締役)		平成19年 6月15日辞任
		平成19年 6月29日登記
取締役	平間 正一	平成21年 6月12日就任
		平成21年 6月24日登記

取締役 近藤 宣晃	平成21年 6月12日就任
	平成21年 6月24日登記
取締役 津村 秀行	平成21年 6月12日就任
	平成21年 6月24日登記
取締役 久森 健二	平成21年 6月12日就任
	平成21年 6月24日登記
取締役 上岡 亨	平成21年 6月12日就任
	平成21年 6月24日登記
取締役 大原 雅樹	平成21年 6月12日就任
	平成21年 6月24日登記
大阪府豊中市緑丘二丁目9番5号 代表取締役 栗和田 榮一 大阪府豊中市緑丘二丁目9番5号 代表取締役 栗和田 榮一 大阪府豊中市緑丘二丁目9番5号 代表取締役 栗和田 榮一	平成16年 6月 8日重任
	平成16年 6月24日登記
	平成18年 6月17日重任
	平成18年 7月10日登記
	平成20年 6月13日重任
	平成20年 6月27日登記
	平成21年 3月20日辞任
	平成21年 3月31日登記
大阪府堺市御池台四丁目7番5号 代表取締役 辻尾 敏明 大阪府堺市御池台四丁目7番5号 代表取締役 辻尾 敏明 大阪府堺市御池台四丁目7番5号 代表取締役 辻尾 敏明	平成17年 4月22日就任
	平成17年 5月 2日登記
	平成18年 6月17日重任
	平成18年 7月10日登記
	平成20年 6月13日重任
	平成20年 6月27日登記
	平成21年 3月20日辞任
	平成21年 3月31日登記
東京都江東区新砂二丁目1番1号 代表取締役 平間 正一	平成21年 3月21日就任
	平成21年 3月31日登記
	平成21年 6月12日辞任
	平成21年 6月24日登記
大阪府豊中市緑丘一丁目32番11-703号 代表取締役 近藤 宣晃	平成21年 3月21日就任
	平成21年 3月31日登記
	平成21年 6月12日辞任
	平成21年 6月24日登記
東京都江東区新砂二丁目1番1号 代表取締役 平間 正一	平成21年 6月12日就任

		平成21年 6月24日登記
大阪府豊中市緑丘一丁目32番11-703号 代表取締役	近藤 宣晃	平成21年 6月12日就任 平成21年 6月24日登記
監査役	鈴木 喜一	平成15年 6月18日重任 平成15年 7月28日登記
監査役	鈴木 喜一	平成19年 6月15日重任 平成19年 6月29日登記
監査役	澁谷 正	平成15年 6月18日就任 平成15年 7月28日登記 平成18年 6月17日辞任 平成18年 7月10日登記
監査役	堤 義成	平成15年 6月18日就任 平成15年 7月28日登記
監査役 (社外監査役)	堤 義成	平成18年 7月10日社外 監査役の登記
監査役 (社外監査役)	堤 義成	平成19年 6月15日重任 平成19年 6月29日登記
監査役	佐藤 孝靖	平成15年 6月18日就任 平成15年 7月28日登記
監査役 (社外監査役)	佐藤 孝靖	平成18年 7月10日社外 監査役の登記
監査役 (社外監査役)	佐藤 孝靖	平成19年 6月15日重任 平成19年 6月29日登記 平成20年 6月13日辞任 平成20年 6月27日登記
監査役	手塚 幸治	平成18年 6月17日就任 平成18年 7月10日登記 平成19年 6月15日退任 平成19年 6月29日登記
監査役 (社外監査役)	石井 和人	平成19年 6月15日就任 平成19年 6月29日登記
監査役 (社外監査役)	富永 正行	平成20年 6月13日就任 平成20年 6月27日登記
会計監査人	中央青山監査法人	平成18年 7月10日会計

		監査人の登記
		平成18年 6月17日 退任
		平成18年 7月10日 登記
	会計監査人 監査法人トーマツ	平成18年 6月17日 就任
		平成18年 7月10日 登記
	会計監査人 監査法人トーマツ	平成19年 6月15日 重任
		平成19年 6月29日 登記
	会計監査人 監査法人トーマツ	平成20年 6月13日 重任
		平成20年 6月27日 登記
	会計監査人 監査法人トーマツ	平成21年 6月12日 重任
		平成21年 6月24日 登記
	会計監査人 有限責任監査法人トーマツ	平成21年 7月 1日 監査法人トーマツの名称変更
		平成21年 7月 6日 登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>平成18年 6月17日 設定 平成18年 7月10日 登記</p>	
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。</p> <p>平成18年 6月17日 設定 平成18年 7月10日 登記</p>	
支店	1 大阪市此花区島屋四丁目4番51号	
	2 石川県金沢市木越町ト80番地	
	3 愛知県小牧市大字三ツ渕字惣作1350番地	
	4 東京都江東区新砂二丁目1番1号	
	6 福岡市博多区井相田二丁目5番53号	
	7 広島市南区出島一丁目19番20号	
	8 香川県高松市朝日町四丁目10番22号	
	9 仙台市宮城野区扇町七丁目5番3号	

	10 札幌市白石区本通十八丁目北4番1号
会社分割	平成19年12月1日京都市南区上鳥羽角田町68番地SGホールディングス株式会社に分割 平成19年12月11日登記
吸収合併	平成19年3月21日東京都江東区東雲二丁目13番32号佐川ギャラクシーハイウェイズ株式会社を合併 平成19年 3月22日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社 平成18年 7月10日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成18年 7月10日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成13年 9月27日移記

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。